

ESCAP/北京行動綱領の実施に関するハイレベル政府間地域レビュー会合 における目黒依子国連婦人の地位委員会日本代表ステートメント（仮訳）

議長、

2010 年の北京行動綱領実施 15 年目の節目を迎えるにあたり、地域レベルで、アジア太平洋各国の情報・経験を共有することは有意義であり、本件会合の開催を評価します。本件会合の結果が、2010 年 3 月に予定されている国連婦人の地位委員会におけるグローバルなレビューに貢献することを期待します。

議長、

我が国は、男女共同参画社会の実現に向けこれまで様々な取組を行ってきた経験を有しており、現在も、2005 年 12 月に策定した第 2 次男女共同参画基本計画に基づき、施策の立案・実施などを総合的かつ計画的に推進しているところです。これらの取組は、地域内の各国にとっても参考になるものと考えており、この機会に主なものを紹介いたします。

第 1 に、女性参画促進に向け数値目標を掲げて取り組んでおり、具体的には、2020 年までにあらゆる分野で指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30% にすることとしています。これを受け、女性の参画が期待されいながら十分に進んでいない分野として医師、研究者、公務員の 3 つを重点分野として取り上げ、取組を推進しています。また、女性農林漁業者の経済的自立を目指して、地域農林水産物を活用した特産加工品づくりや消費者への直接販売などの起業活動を支援しています。

第 2 に、男女ともに仕事と家庭を両立できる環境の整備も重要です。介護を社会全体で支える仕組みを構築しない限り、その負担は各家庭、特に女性が担うケースが多くなることから、我が国では、2000 年に日本に居住する全高齢者等を対象とした介護保険制度を導入しました。また、女性の育児休業取得率は 2008 年に 9 割に到達するまでになっており、男性の取得も推進しています。さらに、2007 年 12 月には、国・地方自治体のみならず経済界・労働界が連携して「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を策定し、日本全体が一致して取組を進めています。

第3に、貧困及び暴力への対応も重要な課題です。経済状況の深刻化により特に女性の貧困が顕在化していることを踏まえ、生活困難の状況について調査・研究を実施しています。また、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護・自立支援のための施策のより一層の充実に努めるとともに、深刻な犯罪かつ重大な人権侵害である人身取引については、人身取引対策行動計画に基づき政府が一丸となってその防止・撲滅と被害者の保護に努めています。

さらに、我が国は、諸外国における男女共同参画の促進も重視しており、政府開発援助（ODA）の実施にあたり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組むこととしています。具体的には、2005年3月、新たに「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」を策定し、従来の教育・保健・経済社会活動への参加の3分野を中心に実施してきた支援にとどまらず、開発途上国のオーナーシップを尊重しつつ、当該国におけるジェンダー平等と女性の地位向上を目的とする取組に対しても支援を強化しています。

議長、

我が国は、我が国や国際社会における経済社会の変化に対応し、男女共同参画社会の実現に向けた施策をより一層進めるため、第3次男女共同参画基本計画の策定について検討しているところです。こうした施策を通じて、北京行動綱領の実施に一層努めてまいります。

ありがとうございました。